

(行政報告)

白岡市立地適正化計画（案）に対するパブリックコメントの実施について

都市整備部

全国的な人口減少及び少子高齢化を背景として、持続可能な都市経営を図るため、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、コンパクトな街づくりと地域公共交通ネットワークとの連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進を図る立地適正化計画制度が創設されました。

本市においても、将来的には人口減少に転じる見込みであることなどから、将来を見据えた持続可能な都市づくりを行うため、「白岡市立地適正化計画」を策定することとしました。

計画の策定に当たりましては、市民アンケート調査の実施や市民説明会及び白岡市都市計画審議会を開催し、市民等からいただいた御意見を反映させた計画案を作成したところでございます。

今後は、広く市民の皆様の御意見を伺うため、令和4年12月5日から令和5年1月5日までの期間でパブリックコメントを実施する予定でございます。パブリックコメント終了後、白岡市都市計画審議会への諮問・答申を経て、本計画を調製し、改めて御報告させていただきます。